

公示番号：19a01101

国名：東ティモール

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：漁業振興のための情報収集・確認調査（水産物バリューチェーン）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：水産物バリューチェーン
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年3月下旬から2020年7月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.35M/M、現地 1.00M/M、合計 1.35M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	30日	4日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）  
（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）をご覧ください。  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年3月13日（金）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	20点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	20点
③語学力	8点
④その他学位、資格等	8点
- （計100点）

類似業務	水産開発に係る各種調査／途上国におけるバリューチェーン開発
対象国／類似地域	東ティモール／途上国（島嶼国）
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール国」）は2002年の独立後、着実な平和の定着と経済成長が見られ、ここ数年で急速に治安が安定し始めている。この状況を受け、同国では“Post-Conflict”国からの脱却を目指す機運の高まりを見せているが、東ティモールの経済はその歳入の80%－90%を石油・ガスに依存しており、産業の多角化が課題として挙げられている。開発可能性のある分野のひとつとして、漁業の振興が期待されている。

同国政府が打ち出した「戦略開発計画 2011-2030 (Strategic Development Plan 2011-2030: SDP)」では、農水産業部門の課題として、食糧安全保障の向上、農村部の貧困削減、環境・自然資源保全、農・畜産・水産業における自給的レベルから商業レベルへの移行が掲げられている<sup>1</sup>。しかし、北部沿岸域・南部沿岸域共に行われている漁業は大部分が自給レベルに留まっており、冷蔵・冷凍設備等を含む流通システムが整備されていない、公衆衛生を監視・教育する機関及び食品衛生検査機関がない等、商業レベルの漁業への移行に向けた課題が多く残されている。

我が国は対東ティモール共和国国別開発協力方針（2017年5月）において、大目標として「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」を掲げており、「産業の多様化の促進」を支援の重点分野の一つに定めている。「産業の多様化の促進」のために、「農水産を含む産業の育成並びに効率化の促進及び産業人材育成のための支援を行う」としている。

他方、我が国の東ティモール国に対する水産分野での協力実績は、2007～2010年草の根技術協力「ラウテム県北部海岸漁業活動復興支援」、2018年度民間連携事業「はりかい式高品位水産物生産を活用したグローバル・フードバリューチェーン構築に係る案件化調査」及び本邦研修に限られており、今後の専門家派遣、技術協力、無償資金協力の可能性の検討に必要な情報の収集・分析と協力戦略の作成が喫緊の課題となっている。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

<sup>1</sup> Timor-Leste Strategic Development Plan 2011-2030, the Government of the Democratic Republic of Timor-Leste

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2020年3月下旬)

- ① 東ティモールの水産状況を把握 (関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査項目案 (調査先機関を含む)、業務計画及び報告書目次案と東ティモール側機関に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
- ② 対処方針会議に参加する。

(2) 現地業務期間 (2020年4月上旬～5月上旬)

- ① JICA 東ティモール事務所等との打合せに参加する。
- ② 東ティモール側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

【水産物バリューチェーンに関する調査】

- ① バリューチェーンの各段階における現状と課題を調査する。
  - ・ 漁獲時に漁獲圧の高すぎる漁法を用いていないか、持続的な漁獲方法への配慮がされているか調査する。
  - ・ 漁獲時及び水揚げ時の鮮度保持状況を調査し、課題を分析する。
  - ・ 当国で用いられている主な加工方法を調査し、各加工方法の利点と課題を分析する。
  - ・ 流通経路及び流通時の品質保持状況について調査し、課題を分析する。
  - ・ 販売方法と販売時の品質保持状況について調査し、課題を分析する。
- ② バリューチェーン開発ポテンシャルのある地域、対象種を抽出する。
- ③ 国内販売及び輸出を視野に入れた新規市場開拓の可能性を検討する。
  - ・ 当国水産物の輸出先ニーズを調査・検討する。
  - ・ 衛生基準管理状況及び品質基準管理状況について調査し、輸出を視野に入れた場合の課題を分析する。
  - ・ 輸出や販路拡大を視野に入れた場合の質的安定供給に向けた課題を分析する。
- ④ バリューチェーン開発による水産物新規市場開拓に向けた提案を行う。

【その他：水産一般事情】

- ① 水産行政の概要を調査する。
  - ・ 国家水産開発計画 (養殖分野・海面漁業分野) のレビューを行い、水産物利用に関わる開発方針に沿って協力ニーズを抽出する。
  - ・ 農業水産省の組織構造を調査し、バリューチェーン開発に関わる関係者分析を行う。
  - ・ 資源管理方針の方針と実施状況を調査し、資料を収集する。
  - ・ 漁業ライセンス認可システムと認可状況を調査する。
  - ・ IUU 漁業の取締り方策実施状況を調査する。
- ② 漁業の概況を調査する。
  - ・ 沿岸零細漁業の概況 (漁家の概数、主な漁具・漁法、漁獲対象種等) を調

査する。

- ・沖合漁業の実施状況（使用漁具、外国漁船の入漁状況等）を調査する。
- ・養殖業の概況（養殖池概数、養殖品目、養殖漁獲量）を調査する。

③ 各ドナーによる水産支援状況を調査し、今後の支援方針を調査する。

（3）帰国後整理期間（2020年5月上旬～5月下旬）

- ①帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、調査結果を報告する。
- ②担当分野に係る基礎情報収集・確認調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書（和文3部）

東ティモール国漁業振興のための情報収集・確認調査（水産物バリューチェーン）ファイナルレポート（案）（和文）を添付し、2020年6月5日までに電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒デンパサール⇒ディリ⇒デンパサール⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2020年4月6日～5月5日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者に数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 水産物バリューチェーン（本コンサルタント）

エ) 漁業インフラ（JICAが別途契約するコンサルタント）

② 便宜供与内容

JICA 東ティモール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

- イ) 宿舎手配  
なし
- ウ) 車両借上げ  
あり
- エ) 通訳傭上  
あり（現地語：テトゥン語）
- オ) 現地日程のアレンジ  
なし（但し、事務所より関係省庁の紹介等のサポート有）
- カ) 執務スペースの提供  
なし

## （２）参考資料

- ①本業務に関連する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・「東ティモール国はりかい式高品位水産物精算を活用したグローバル・フードバリューチェーン構築に係る案件化調査」  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12338877.pdf>)
- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール：
    - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## （３）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上